

※別紙 3

「第三者提供をする際の記録」

個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる方法で記録を作成しなければならない。

(本規程第 23 条 (第三者提供の制限) 第 1 項各号に該当する場合又は同条第 6 項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

- 1 記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法によるものとする。
- 2 記録は、個人データを第三者に提供したつど、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供 (本規程第 23 条 (第三者提供の制限) 第 2 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。) したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 本規程第 23 条 (第三者提供の制限) 第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に、第三者提供に係る記録事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者提供に係る記録に代えることができる。
- 4 第三者提供に係る記録事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 本規程第 23 条 (第三者提供の制限) 第 2 項の規定により個人データを第三者に提供した場合、次の列記に掲げる事項
 - (1) 当該個人データを提供した年月日
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項 (不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
 - 二 本規程第 23 条 (第三者提供の制限) 第 1 項の規定により個人データを第三者に提供した場合、次の列記に掲げる事項
 - (1) 本規程第 23 条 (第三者提供の制限) 第 1 項の本人の同意を得ている旨
 - (2) 前号の列記中(2)から(4)までに掲げる事項
- 5 前項各号に定める事項のうち、すでにこの別紙の第 1 条から第 3 条に規定する方法により作成した記録 (当該記録を保存している場合におけるものに限る。) に記録されている事項と内容が同一であるものについては、本規程第 24 条 (第三者提供に係る記録の作成等) 第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。
- 6 個人データを第三者に提供したときに作成した記録は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。
 - 一 この別紙第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間

- 二 この別紙第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 3年